

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和6年7月24日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第1993号	イズミインダストリー株式会社	神奈川県横浜市南区宿町四丁目70番地1	和泉 忠	イズミインダストリー株式会社	神奈川県横浜市南区宿町四丁目70番地1	令和5年 8月31日
第2105号	株式会社 センター	東京都江戸川区西小岩二丁目19番21号	圓山 誠	株式会社 センター	東京都江戸川区西小岩二丁目19番21号	令和6年 5月15日
第 169 号	株式会社 松樹工業	千葉市中央区星久喜町627番地61	松崎 久夫	株式会社 松樹工業	千葉市中央区星久喜町627番地61	令和6年 5月31日